

## 合併に伴う登記簿の住所の表記について

登記関係についての問い合わせが合併事務局に寄せられていますので参考までに若干の説明をいたします。  
 なお、登記関係の照会に対しては、「直接法務局に問い合わせてください」と法務局から指導を受けています。詳しくは、新潟地方法務局村上支局 53-2390にお問い合わせください。

項目	必要となる手続き	例示
土地・建物登記簿	<p>住所変更の手続きは必要ありません。                      不動産登記記録の表題部の所在については、法務局が職権で修正します。また、所有者等の住所は、職権での修正はしませんが、公知の事実により明らかなのでそのままでも問題ありません。                      なお、新市名に変更を希望される方は、登記申請書を作成し提出することにより変更することができます。この場合の登録免許税は免除されます。</p>	<p>現在：新潟県岩船郡朝日村大字岩沢字野村5611番地                      新市：新潟県村上岩沢字野村5611番地</p> <p>現在：新潟県岩船郡朝日村大字中原字中野0000番地                      新市：新潟県村上朝日中野字中野0000番地</p> <p>職権での修正は村上市にすることと「大字」の表記をとるだけです。                      所有者の住所は職権で修正しません。</p>
会社等の商業登記・法人登記等	<p>本店・主たる事務所等の住所については、法務局が職権で修正します。                      また、村上市・岩船郡内に本店・主たる事務所のある会社・法人については、役員住所も職権で修正します(住所変更の手続きは必要ありません)。                      村上市・岩船郡以外に本店・主たる事務所のある会社・法人の役員住所については、職権での修正はしませんが、公知の事実により明らかなのでそのままでも問題ありません。なお、新市名に変更を希望される方は、登記申請書を作成し提出することにより変更することができます。この場合の登録免許税は免除されます。</p>	<p>[法人の住所に小字がない場合]                      現在：新潟県岩船郡朝日村大字岩沢5611番地                      新市：新潟県村上岩沢5611番地</p> <p>[法人の住所に小字が入っている場合]                      現在：新潟県岩船郡朝日村大字中原字中野0000番地                      新市：新潟県村上朝日中野字中野0000番地</p> <p>法人の住所の取扱いは、法人の定款に基づくもの。小字の有無は、新市でも変更ありません。                      職権での修正は村上市にすることと「大字」の表記をとるだけです。</p> <p>役員住所も職権で修正します。</p>